

県南広域振興局長告示第66号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年4月28日

県南広域振興局長 細川倫史

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312410350	医療法人社団真心会	佐々木内科小児科医院	和賀郡西和賀町湯本30 地割80番地8	平成29年5月1日